

令和 5 年度

三田市商工会プレミアム商品券 取扱登録店募集要項

1. 事業の目的

新型コロナウイルスや物価高騰などにより深刻な影響を受ける市内事業者を支援し、地元の消費を喚起することで市内の経済の回復につなげることを目的とする。

2. 三田市商工会プレミアム商品券の販売

- (1) 名 称 三田市商工会プレミアム商品券（以下「プレミアム商品券」という。）
- (2) 発行者 三田市商工会
- (3) 発行数 5,000 冊（紙チケット）
- (4) 販売価格 10,000 円（500 円券 24 枚 12,000 円分）
- (5) 販売期間 令和 5 年 7 月 30 日（日）～無くなり次第終了
- (6) 販売方法 上記の販売期間中に三田市商工会館にて、現金のみで販売
（但し、7 月 30 日（日）は、三田駅周辺で商工会が主催するイベント会場のみで販売）
- (7) 使用期間 令和 5 年 7 月 30 日（日）～令和 5 年 10 月 31 日（火）

3. 登録店参加資格

下記の（1）～（6）の全てに該当する店舗（事務所）

- (1) 取扱店舗（事務所）が三田市内にあること。
- (2) 登録料 15,000 円を支払うこと。但し、三田市商工会員は登録料不要
- (3) 取扱店舗（事務所）の従業員（パート・アルバイト含む）が 20 名以下であること。
- (4) 兵庫県商店街お買物券・ポイントシール事業に参加していないこと。
- (5) 下記の①～④のいずれにも該当しないこと。
 - ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがされている又は、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続きの申し立てがなされているもの
 - ②暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 2 項に掲げる指定暴力団又は構成員
 - ③風俗営業等の規制及び業務の正当化などに関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条 5 項に規定する営業を行っているもの
 - ④特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

4. プレミアム商品券登録店への登録方法

指定様式の「令和 5 年度 三田市商工会プレミアム商品券 取扱店舗（事務所）登録申込書兼誓約書」に所定事項をご記入の上、三田市商工会あてにお申し込みください。

なお、チケット販売開始後も登録店舗(事務所)の募集は致しますが、10月13日(金)を最終締切りとさせていただきます。

(提出方法)

- ・商工会事務局に持参：三田市天神 1-5-33 平日 9：00~17：00
- ・郵送で申込み：〒669-1531 三田市天神 1-5-33 三田市商工会プレミアム商品券担当宛
(10月13日(金)必着)
- ・FAXで申込み：079-563-6675
- ・メールで申込み：sandaskk@sanda.or.jp

- (1) 三田市内に複数店舗(事務所)所有する事業者様は、「店舗(事務所)ごと」にご提出ください。
- (2) 頂いた個人情報は本事業実施のためのみに使用いたします。

5. 登録店の審査

- (1) 取扱店舗(事務所)登録申込書が提出された場合、三田市商工会で申請内容を精査し、登録業種、同資格の該当可否を審査して決定いたします。
- (2) 登録店が承認された事業者様には、三田市商工会より3営業日以内(土日祝除く)にFAX等で登録決定通知書を送付致します。
- (3) 登録店として不適切と認めた事業者様に対しては、FAX等で通知いたします。

6. プレミアム商品券の使用について

- (1) プレミアム商品券の使用は個人とします。
- (2) 登録完了後に配布する販売登録店ステッカーを、消費者に分かりやすく店頭等に掲示してください。
- (3) プレミアム商品券は偽造防止を行っておりますが不正が疑われるもの、著しく破損した商品券につきましては受け取りを拒否するとともに、三田市商工会へ速やかにご連絡ください。
- (4) 額面に満たない利用であっても、つり銭は出さないでください。(消費を目的としている為)
- (5) 使用期限を過ぎたプレミアム商品券は受け取らないでください。
- (6) プレミアム商品券は以下の物品・サービスの購入・支払い等は出来ません。
 - ①商品券(ビール券や図書券を含む)、切手、印紙、証紙、プリペイドカード、くじ、金融商品など換金できるもの
 - ②現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ③各種税金や振込手数料、電気・ガス・水道料金等の公共料金など
 - ④たばこ事業法(昭和59年8月10日法第68号)2条1項3号に規定する製造たばこの購入
 - ⑤パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の遊興娯楽費の支払い
 - ⑥土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い
 - ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

⑧保険診療の対象となる医療費および医療に係る診察料など（保険診療による処方箋が必要な医薬品も対象外）

⑨特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するものへの利用

(7) その他、プレミアム商品券の取り扱いについて、以下に掲げる通りとします。

①購入後のプレミアム商品券は、返品・現金との交換は出来ないものとします。

②冊子から切り離した紙チケットは無効です。精算時に切り離してご使用ください。

③プレミアム商品券の再利用はできません。

④チケットの有効期間は、販売開始から令和5年10月31日までとし、有効期限を過ぎたチケットは無効となり使用することが出来ません。

⑤購入後のプレミアム商品券の紛失、盗難、毀損等については発行者は一切の責任を負いません。

7. 商品券の換金について

(1) 換金方法

・半月ごとに締め、下記の指定日に三田市商工会までお持ちください。

精算日	換金指定日	時間
7月30日～8月15日分	8月16日(水)・17日(木)・18日(金)	10:00～15:00
8月16日～31日分	9月1日(金)・4日(月)・5日(火)	
9月1日～15日分	9月19日(火)・20日(水)・21日(木)	
9月16日～30日分	10月2日(月)・3日(火)・4日(水)	
10月1日～15日分	10月16日(月)・17日(火)・18日(水)	
10月16日～31日分	11月1日(水)・2日(木)・6日(月)	

・その後、約2週間以内にご指定の口座に振り込みます。

(2) 換金期限 令和5年11月6日(月)※必着

8. 参加店舗の取り消し等

参加店舗の中で「募集要項」の各項目に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店舗登録の取り消しおよび損害金の発生が生じる場合があります。

9. 登録申請・問い合わせ先

三田市商工会 三田市商工会プレミアム商品券担当事務局

〒669-1531 兵庫県三田市天神1丁目5-33

TEL : 079-563-4455、FAX : 079-563-6675

Mail : sandaskk@sanda.or.jp